

7月中に国民健康保険の「資格情報のお知らせ」 または「資格確認書」をお届けします！

お手元の国民健康保険の保険証の有効期限は、令和7年7月31日までです。
マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み(マイナ保険証)への移行に伴い、令和7年8月1日からご利用いただける「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」がお手元に届きます。

マイナ保険証をお持ちの方



「資格情報のお知らせ」が交付されます。

マイナ保険証で医療機関等を受診してください。

〈イメージ〉 A4サイズ



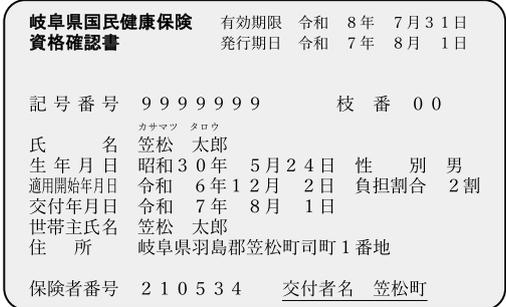
- 「資格情報のお知らせ」は、記号・番号や負担割合など資格情報を確認するものです。カードリーダーがない医療機関や機器の不具合によりマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナンバーカードと合わせて提示すれば保険適用で受診することができます。「資格情報のお知らせ」は、右下の点線で切り取り、マイナンバーカードと共に持ち歩くことができます。
- 「資格情報のお知らせ」は、従来の保険証とは異なり、資格情報に変更がない限り有効となりますので、毎年の更新はありません。なお、70歳以上の方は、所得に応じて負担割合が見直されますので、有効期限は毎年7月31日までです。有効期限が切れる前に「資格情報のお知らせ」が送付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方



「資格確認書」が交付されます。(申請不要)

〈イメージ〉 カードサイズ・うす紫色



- マイナンバーカードをお持ちでない方またはマイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方に交付されます。医療機関等の窓口で提示すれば保険適用で受診することができます。
- 有効期限は、毎年7月31日です。マイナ保険証をお持ちでない方には、有効期限が切れる前に「資格確認書」を送付します。
- マイナ保険証のメリットは適用されません。限度額適用認定証が必要な方は、交付申請が必要です。

マイナンバーカードの
保険証利用に関する
お問合せ



マイナンバー
フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

問住民課 ☎388-1115